令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:富山県

1. 全職員にかかる情報

	職員区分	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)
	任期の定めのない常勤職員	86.0 %
	任期の定めのない常勤職員以外の職員	75. 2 %
	全職員	80. 3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」にかかる役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で 定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

MINITED IN THE PROPERTY OF THE		
役職段階	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	106. 7 %	
本庁課長相当職	95. 1 %	
本庁課長補佐相当職	98.5 %	
本庁係長相当職	96.8 %	

(2) 勤続年数別

いか、一 XX // 1		
勤続年数	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
3 6 年以上	92. 5 %	
31~35年	100. 7 %	
26~30年	98. 6 %	
21~25年	91.8 %	
16~20年	89. 0 %	
11~15年	88. 7 %	
6~10年	84. 9 %	
1~5年	82. 0 %	

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は86.8%である。
- ・当該職員の男女比は4:3であるところ、他の職種に比べて給与水準が高い医師又は歯科医師の男女比は5:1である。
- ・職員数の男女比について、勤続年数20年以下の区分にあってはおよそ5:5であるところ、21年以上の区分においてはいずれも男性の割合が高い。(=給与水準が高い区分の男性の割合が高い。)

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- ・会計年度任用職員について、当該職員の男女比は3:7であるところ、他の職種に比べて給与 水準が高い医師又は歯科医師の男女比は2:1であり、給与総額に占める男性医師の割合が52%、 女性医師の給与の割合が15%である。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までに年度単位で算出している。
- * 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者(知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局、企業局) については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。